

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：令和2年3月9日（令和2年（行個）諮問第41号）

答申日：令和2年7月13日（令和2年度（行個）答申第43号）

事件名：特定年月日の特定団体との懇談に関する文書であって、本人が行った開示請求等に関する保有個人情報が記載されたものの不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「2019年特定日Bの特定団体との懇談に関する行政文書において開示請求人が2019年特定日A付で行った開示請求及び開示決定（特定文書番号2件）に関する保有個人情報が記載されたもの」（以下「本件対象保有個人情報」という。）の開示請求につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、令和元年9月10日付け厚生労働省発保0910第3号により厚生労働大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

ア 原処分の「開示をしないこととした理由」は、「事務処理上作成又は取得した事実はなく、実際に保有していないため」とされている。

しかし、2019年特定日Bに行われた特定団体と厚生労働省との懇談（以下「本件懇談」という。）において、対応した特定職員が特定団体に対し、私が行った開示請求（特定文書番号2件）の内容を伝えている事実がある。

イ よって、本件保有個人情報が不存在であるならば、特定職員は特定の個人が行った開示請求の内容を特定団体に対して私的に漏洩したこととなり、国家公務員法100条（秘密を守る義務）及び国家公務員倫理法3条（職員が遵守すべき職務に係る倫理原則）の規定に違反したことになると思われる。

さらに、特定職員はその職務上、私が行った開示請求に関する詳細を知る立場にはないと考えられることから、特定職員は勿論、私が行った開示請求の詳細を特定職員に伝えた開示請求担当職員も国家公務員法101条1項（職務に専念する義務）の規定に違反しているということになる。

また、本件対象保有個人情報が存在しないならば、特定団体は国家公務員法及び国家公務員倫理法の諸規定に違反している当該特定職員と「懇談」を行ったということにもなる。

ウ そもそも一般論としては、厚生労働省において重責を担う国家公務員が不用意に保有個人情報を漏洩するとは考えにくく、改めて本件対象保有個人情報を探索、特定し、全て開示するとの決定を求める。

(2) 意見書

諮問庁は、理由説明書（下記第3の3（2））において、「公的に保有個人情報が存在しているはずだとする趣旨の審査請求人の主張は失当と考える」と述べている。しかし、審査請求人は、審査請求書において、「特定職員は特定の個人が行った開示請求の内容を特定団体に対して私的に漏洩した」疑い及び「開示請求担当職員も国家公務員法101条（職務に専念する義務）の規定に違反」した疑いを指摘している（下線部審査請求人）。

審査請求人は、諮問庁に対し、本件懇談において、厚生労働省が特定団体に対し、審査請求人が行った開示請求（特定文書番号2件）の内容を伝えた事実の有無について確認を求める。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は、令和元年8月26日付け（同月28日受付）で処分庁に対し、法の規定に基づき本件対象保有個人情報の開示請求を行った。
- (2) これに対して処分庁が、本件対象保有個人情報を保有していないとして不開示の原処分を行ったところ、審査請求人はこれを不服として、令和元年12月5日付け（同月9日受付）で本件審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求について、原処分は妥当であると考えます。

3 理由

(1) 2019年特定日Bの特定団体との懇談について

ア 本件懇談は、2019年特定日Bに実際に開催されている。その内容は、2020年診療報酬改定に向けた要望に関するものであり、使用された資料は特定団体から手交された「2020年診療報酬改定に向けた医科・歯科診療報酬点数表の改善を求める要請書」（同団体が

取りまとめたもの)であった。

イ 審査請求人が開示を求める「2019年特定日A付で行った開示請求及び開示決定(特定文書番号2件)に関する保有個人情報に記載されたもの」は、当該資料中に存在しておらず、特定団体から取得した事実もなかった。

ウ したがって、本件懇談において、本件対象保有個人情報が記録された資料を作成又は取得した事実はない。

(2) 審査請求人の主張について

ア 審査請求人は、審査請求書(上記第2の2(1))において、本件懇談において、懇談に対応した特定職員が「特定団体に対し審査請求人が行った開示請求(特定文書番号2件)の内容を伝えている事実がある」旨主張している。

しかしながら、上記(1)のとおり、当日の懇談の資料として本件対象保有個人情報を記録されたものは存在していない。

イ 審査請求人は、本件対象保有個人情報が不存在であるならば、懇談に対応した特定職員や開示請求の担当職員が国家公務員法等の規定に違反している等の主張をしているが、そもそも法8条の規定により保有個人情報の利用及び提供は原則として制限されており、本人の同意なく懇談の資料として利用、提供は行うことができないことから、公的に保有個人情報が存在しているはずだとする趣旨の審査請求人の主張は失当と考える。

ウ よって、審査請求人の主張は、原処分を覆し、本件対象保有個人情報が存在するという理由にはなっておらず、失当であると考えられる。

(3) 原処分の妥当性について

上記のとおり、本件対象保有個人情報が記録された文書を作成又は取得した事実はないとして、不開示とした原処分は妥当である。

4 結論

以上のとおり、原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきものと考えられる。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|------------|---------------|
| ① 令和2年3月9日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同年4月7日 | 審査請求人から意見書を收受 |
| ④ 同年6月4日 | 審議 |
| ⑤ 同年7月9日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求に対し、処分庁は、本件対象保有個人情報保有していないとして不開示とする原処分を行った。これに対し、審査請求人は原処分の取消しを求めているが、諮問庁は原処分を妥当としているので、以下、本件対象保有個人情報の保有の有無について検討する。

2 本件対象保有個人情報の保有の有無について

(1) 理由説明書の記載（上記第3の3）及び当審査会事務局職員をして諮問庁に対し詳細な説明を求めさせたところによると、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

ア 2019年特定日Bに開催された特定団体との懇談は、特定団体を取りまとめた「2020年診療報酬改定に向けた医科・歯科診療報酬点数表の改善を求める要請書」を使用して行われた。また、当該懇談において厚生労働省から提出した資料はなかった。

イ 懇談の実施後、本件懇談は政策立案や事務及び事業の実施の方針等に影響を及ぼす打合せ等には該当しないため、必ずしも文書を残す必要はないと考えられたことから、その結果概要等は特に作成しておらず、本件懇談に関する行政文書は、上記の特定団体の要請書のみである。さらに、そもそも審査請求人が行った開示請求（特定文書番号2件）の内容を伝えた事実もない。

ウ 本件審査請求を受け、諮問庁において、念のため、改めて関係部局の書庫等を探索したが、上記要請書以外に当該懇談についての文書は発見されなかった。

(2) 当審査会において、諮問庁から本件懇談に用いられたとする当該特定団体の要請書の提示を受けてその内容を確認したところ、本件対象保有個人情報に該当する記載は認められなかった。このため、当該要請書は、本件対象保有個人情報が記録されたものとは認められない。

(3) 諮問庁によると、厚生労働省では本件懇談について結果概要等を作成していないため、本件懇談において用いられた資料が特定団体の要請書のみであること、審査請求人が行った開示請求（特定文書番号2件）の内容を伝えた事実がないこと等の諮問庁の説明は、当時の担当者を確認をした結果に基づくものとのことである。

ア 一般に、行政機関が外部団体との意見交換や要請対応を行った際には、簡単な結果記録を作成することが多いものと考えられるが、場合によっては、受領した要請文書のみを保存し、結果概要等を作成していないことがあったとしても、それをもって一概に不自然とまでいうことはできない。

イ 審査請求書及び意見書（上記第2の2）において、審査請求人から、諮問庁による説明を覆すに足りる具体的な根拠が提示されているとはいえない。また、関係文書の探索が不十分であるともいえない。

ウ このため、厚生労働省において本件対象保有個人情報を作成・取得しておらず、保有していないとする上記第3の3(1)の諮問庁の説明は、不自然、不合理であるとは認められず、これを覆すに足りる特段の事情も認められない。

(4) 上記(1)ないし(3)を踏まえると、厚生労働省において本件対象保有個人情報を保有していないとする諮問庁の説明は、是認せざるを得ない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、厚生労働省において本件対象保有個人情報を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 高野修一，委員 久末弥生，委員 葭葉裕子